

JA 鈴鹿 「農業者所得増大・地域活性化」に向けた総合支援策  
 <<平成 30 年度>>

1. 営農振興基金による支援

A. 振興園芸事業

対象作物	白ネギ	
対象者	① 10a 以上の新規取組（新規就農者、経営転換等） ② 10a 以上の規模拡大を行う方	
対象経費	資材費	新規取組にかかる経費（播種器、ネギネット）
	機械・設備	新規取組および規模拡大にかかる経費 （育苗ハウス、定植機、土寄せ機、収穫機、出荷調製機械・設備）
助成内容	① 新規取組	上記の経費合計額の 50%以内（限度額：100 万円／経営体）
	② 規模拡大	上記の経費のうち、機械・設備にかかる費用の 50%以内 （限度額：100 万円／経営体）

B. 施設園芸事業

対象作物	施設園芸作物	
対象者	100 m <sup>2</sup> 以上の新規取組（新規就農者、経営転換等）	
対象経費	施設設備	新規取組にかかる経費（パイプハウス一式、灌水設備、加温設備等）
助成内容	上記の経費の 50%以内（限度額：100 万円／経営体）	

C. 多彩な野菜づくり応援事業

対象作物	園芸作物全般	
対象者	1a（100 m <sup>2</sup> ）以上の規模拡大を行う方	
対象経費	種苗費	規模拡大にかかる経費
助成内容	上記の経費 ※ ただし、拡大した面積 1a（100 m <sup>2</sup> ）あたり 5,000 円を限度とし、1 経営体あたり 5 万円を上限に助成	

D. その他事業

対象作物	当組合の審査会が適当と認めた作物	
対象者	① 10a 以上の新規取組（新規就農者、経営転換等） ② 10a 以上の規模拡大を行う方	
対象経費	機械・設備	新規取組および規模拡大にかかる経費
助成内容	上記の経費の 50%以内（限度額：100 万円／経営体）	

- ※ A・B・Dの各事業は、3年間の事業計画書を提出していただき、その計画が審査会によって適当であると認められた方が助成対象となります。
- ※ Cの事業は、助成申請書を提出していただき、事業完了後に実績報告をしていただく方が助成の対象となります。
- ※ 助成対象経費のうち、機械・設備については 100 万円が上限となりますが、助成回数の制限はありません。また、汎用性のある機械は助成対象となりませんのでご注意ください。

詳しくは・・・ 営農指導課 ☎ 059-384-1126

## 2. 地域・農業活性化に向けた新たな支援策

名 称	要 件	助成（支援）内容	お問い合わせ先
G A P 認証取得支援	「JGAP」、「ASIAGAP」、「GLOBALG. A. P.」のいずれかの認証を取得するために必要な費用を助成します。	① G A P 認証の取得に係る審査費用の 50%（上限 20 万円） ② I C T を活用した情報システムの利用費用の 50%（上限 5 万円） ③ 残留農薬、土壌及び水質の分析・調査費用の 50%（上限 5 万円） ※ 国・県等が実施する他の助成事業を受けるものは除きます。	営農指導課 ☎ 059-384-1126  農畜産課 ☎ 059-384-1163
農業資金借入者への負担軽減措置	農業経営資金（借入金額 100 万円以上）を新規借入される方の金利および保証料の負担を軽減します。	① 借入当初 5 年間の借入金利を最大 1% 減免します。 ② 保証機関へ支払う保証料を全額助成します。	融資課 （ローンセンター） ☎ 059-384-1115
獣害被害対策支援	〈防護柵〉 鈴鹿市・亀山市・四日市市から獣害被害対策に関する補助を受け、防護柵を設置された方。	〈防護柵〉 各行政が行う補助事業の補助残部分の 50%（上限 15 万円）	営農指導課 ☎ 059-384-1126
	〈捕獲用檻〉 捕獲用檻（箱罟・罟罟）を購入された方に 1 回限り助成します。	〈捕獲用檻〉 購入費用の 50%（上限 10 万円）	
農業関連免許等取得支援	農業経営を行うために必要な免許および資格の取得費用を助成します。	各種免許および資格の取得費用の 50%（上限 5 万円）	農畜産課 ☎ 059-384-1163
農機格納点検整備料助成	当 J A の整備センターでコンバインまたは田植機の格納点検整備を受けた方。	点検整備料の基本料金の 20%	農機自動車課 （整備センター） ☎ 059-379-5510
高齢者健康支援	ふらっとほーむでの福祉活動に参加するボランティア会員	・ボランティア会員へのコーディネーター資格取得費用の助成 ・健康測定器具の無償貸与	生活福祉課 ☎ 059-384-1123

## 3. 農業所得増大・地域活性化応援プログラム（県域企画応援事業）

名 称	助成要件	助成内容	お問い合わせ先
園芸事業におけるパブリック構築応援事業	対象品目（なばな、キャベツ、かぼちゃ、玉ねぎ、はくさい、青ねぎ、白ねぎ、トウモロコシ、ブロッコリー、ほうれん草、だいこん、アスパラガス、ばれいしょ、ニンジン）の作付面積が 10 a 以上あり、継続して 3 年以上作付することが見込めること。	対象品目について拡大した面積 10 a 当たり 5 万円を助成	営農指導課 ☎ 059-384-1126
三重県産和牛繁殖基盤強化事業	和牛繁殖経営の規模拡大、または新たに和牛繁殖経営を営もうとする三重県内の生産者の方で、繁殖基盤強化のため、新築、増改築または修繕する施設を対象。	〈新築・増改築〉 施設整備費の合計価格（税抜き）の 40% 相当額または 300 万円のいずれか低い金額  〈修繕〉 施設整備費の合計価格（税抜き）の 40% 相当額または 100 万円のいずれか低い金額	農畜産課 ☎ 059-384-1163

※ 助成金の総額には上限がありますので、多数の申請があった場合は、助成要件を満たしていてもご希望に添えないことがありますので、あらかじめご了承下さい。

各支援事業の詳細については、チラシ・募集要項等でご確認いただくか、担当窓口へお問合せ下さい。